

公益財団法人京都産業21

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人京都産業21（以下「この法人」という。）定款第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、この法人を勤務先として、この法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与、通勤手当等をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）をいう。

（報酬・手当の支給）

第3条 この法人は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は月額とする。
- 3 常勤理事には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。
- 4 評議員、非常勤の理事及び監事は無報酬とする。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表1「常勤理事の報酬月額」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、決める。

- 2 常勤の理事に対する賞与の額は、別表2「常勤理事の賞与の額」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、決める。
- 3 常勤の理事に対する通勤手当はこの法人の職員給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（報酬等の支給日、支給方法）

第5条 報酬は、毎月25日とし、その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 賞与は、6月1日及び12月1日にそれぞれの日に在職する常勤理事に対し6月と12月に支給する。

(旅費)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に必要な費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額は、旅費規程の7級以上の職務にある者に相当する額とする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、令和8年6月23日から施行し、令和8年4月1日に遡求して適用する。

別表1 常勤理事の報酬月額

一人当たり50万円までの範囲内

別表2 常勤理事の賞与の額

一人当たり年間額300万円の範囲内